明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。 イ　一般送配電事業者又は配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差 ロ　一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 ハ　一般送配電事業者又は配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差	（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。 イ　一般送配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差 ロ　一般送配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 ハ　一般送配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

○

▷

○

改正後	改正前
ニ　一般送配電事業者又は配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 三～十三　［略］	ニ　一般送配電事業者又は配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 三～十三　［略］
（定期報告） **第二条**　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。	（定期報告） **第二条**　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二　設備資金報告書	一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第三項第一号、第二号及び第五号に	経済産業大臣

［新設］

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二　設備資金報告書	一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第三項第一号、第二号及び第四号に	経済産業大臣